

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 7 - 外債 1 - 1

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年 2月 6日

【発行者の名称】 ポーランド共和国
(The Republic of Poland)

【代表者の役職氏名】 財務省 財務次官 ジュランド・ドロップ
(Jurand Drop, Undersecretary of State, Ministry of Finance)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 小馬瀬 篤史

【住所】 東京都千代田区大手町一丁目 1 番 1 号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 (03)6775-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 小馬瀬 篤史

【住所】 東京都千代田区大手町一丁目 1 番 1 号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 (03)6775-1000

【今回の募集金額】 第24回ポーランド共和国円貨債券（2026） 1,169億円
第25回ポーランド共和国円貨債券（2026） 118億円
第26回ポーランド共和国円貨債券（2026） 202億円
第 1 回ポーランド共和国円貨債券（2026）
（グリーンボンド） 627億円

【発行登録書の内容】

提出日	2025年11月 6 日
効力発生日	2025年11月14日
有効期限	2027年11月13日
発行登録番号	7 - 外債 1
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 3,000億円

【これまでの募集実績】

(発行予定額を記載した場合)

番 号	提出年月日	募集金額	減額による 訂正年月日	減額金額
該当事項なし				
実績合計額		0 円	減額総額	0 円

【残額】（発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額） 3,000億円

（発行残高の上限を記載した場合）

番 号	提出年月日	募集金額	償還年月日	償還金額	減額による 訂正年月日	減額金額
該当なし						
実績合計額		該当なし	償還総額	該当なし	減額総額	該当なし

【残高】 該当なし

（発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額）

【縦覧に供する場所】 該当なし

注 本書中の以下において、「発行者」とは、財務・経済大臣により代表されるポーランド共和国国庫(The State Treasury of The Republic of Poland represented by The Minister of Finance)(以下「国庫」という。)を指すものとする。本書中の、「ポーランド共和国」、「共和国」または「ポーランド」とは、文脈により国庫または国庫としての意味を持たないポーランド共和国のいずれかを指す。

第一部【証券情報】

<第24回ポーランド共和国円貨債券（2026）、第25回ポーランド共和国円貨債券（2026）、第26回ポーランド共和国円貨債券（2026）および第1回ポーランド共和国円貨債券（2026）（グリーンボンド）に関する情報>

以下の「第1 募集債券に関する基本事項」には、発行者が発行する第24回ポーランド共和国円貨債券（2026）（以下「第24回円貨債券」という。）、第25回ポーランド共和国円貨債券（2026）（以下「第25回円貨債券」という。）、第26回ポーランド共和国円貨債券（2026）（以下「第26回円貨債券」という。）および第1回ポーランド共和国円貨債券（2026）（グリーンボンド）（以下「第1回グリーンボンド」という。）について記載されており、別段の記載がない限りまたは文脈により、「本債券」とは第24回円貨債券、第25回円貨債券、第26回円貨債券および第1回グリーンボンドのすべてまたはいずれかをいう。また「本債権者」とは、本債券の保有者の総称または文脈によりいずれかの回号の本債券の保有者を意味する。ただし、債券の債権者はかかる債権者が保有するそれぞれの債券に従った当該債券に基づく権利を有する。

第1【募集債券に関する基本事項】

1 発行主体

本債券は、財務・経済大臣により代表されるポーランド共和国国庫が発行するものである。ポーランド法上、国庫とはポーランド共和国の保有する全ての資産の集合に法人格が付与されたものを指し、国庫による本債券の発行に伴って負担する債務はポーランド共和国自体の債務となる。ポーランド共和国のすべての資産を責任財産として国外で債券を発行する権限を与えられているのは、発行者のみである。財務・経済大臣は、発行者を代表して本債券を発行する権限を有している。ポーランド共和国には本債券発行に関する特別の会計は存在しない。財務・経済大臣は2026年予算法（以下「予算法」という。）にて規定される債務額を限度として発行者に代わって債券を発行する権限を有している。予算法の第5条によれば、借入れおよび国庫証券の発行による2026年12月31日時点における債務の残高増加額が、債券の予定された償還および期限前償還分を差引後5,100億ズウォティを超えることは許容されていない。

2 募集要項

<第24回円貨債券>

債券の名称	第24回ポーランド共和国円貨債券(2026) (注1)		
記名・無記名の別	-	債券の金額の総額	1,169億円
各債券の金額	1億円	発行価格	各債券の金額100円につき100円
発行価額の総額	1,169億円	利率	年率1.88%
利払日	毎年2月13日および8月13日		
償還期限	2029年2月13日	申込期間	2026年2月6日
申込証拠金	なし	払込期日	2026年2月13日
申込取扱場所	下記記載の共同主幹事会社の日本国内の本店および各支店		

<第25回円貨債券>

債券の名称	第25回ポーランド共和国円貨債券(2026) (注1)		
記名・無記名の別	-	債券の金額の総額	118億円
各債券の金額	1億円	発行価格	各債券の金額100円につき100円

発行価額の総額	118億円	利率	年率2.90%
利払日	毎年2月13日および8月13日		
償還期限	2036年2月13日	申込期間	2026年2月6日
申込証拠金	なし	払込期日	2026年2月13日
申込取扱場所	下記記載の共同主幹事会社の日本国内の本店および各支店		

< 第26回円貨債券 >

債券の名称	第26回ポーランド共和国円貨債券(2026)(注1)		
記名・無記名の別	-	債券の金額の総額	202億円
各債券の金額	1億円	発行価格	各債券の金額100円につき100円
発行価額の総額	202億円	利率	年率3.65%
利払日	毎年2月13日および8月13日		
償還期限	2046年2月13日	申込期間	2026年2月6日
申込証拠金	なし	払込期日	2026年2月13日
申込取扱場所	下記記載の共同主幹事会社の日本国内の本店および各支店		

< 第1回グリーンボンド >

債券の名称	第1回ポーランド共和国円貨債券(2026)(グリーンボンド)(注1)		
記名・無記名の別	-	債券の金額の総額	627億円
各債券の金額	1億円	発行価格	各債券の金額100円につき100円
発行価額の総額	627億円	利率	年率2.22%
利払日	毎年2月13日および8月13日		
償還期限	2031年2月13日	申込期間	2026年2月6日
申込証拠金	なし	払込期日	2026年2月13日
申込取扱場所	下記記載の共同主幹事会社の日本国内の本店および各支店		

< 中略 >

引受けの契約の内容

< 第24回円貨債券 >

元引受契約を締結した金融商品取引業者			元引受けの条件
会社名	住所	引受金額	

大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	116,900百万円	本債券の総額は、発行者と共同主幹事会社との間で2026年2月6日に締結された元引受契約に従って、共同主幹事会社により連帯して買取引受けされる。共同主幹事会社に対し支払われる本債券の幹事、引受および販売手数料の総額は、本債券の総額の0.275%に相当する金額である。
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	(共同主幹事会社が連帯して本債券の発行総額を引受けるので個々の共同主幹事会社の引受金額はない。)	
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号		
(上記の3社を総称して、「共同主幹事会社」という。)			

< 第25回円貨債券 >

元引受契約を締結した金融商品取引業者			元引受けの条件
会社名	住所	引受金額	
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	11,800百万円	本債券の総額は、発行者と共同主幹事会社との間で2026年2月6日に締結された元引受契約に従って、共同主幹事会社により連帯して買取引受けされる。共同主幹事会社に対し支払われる本債券の幹事、引受および販売手数料の総額は、本債券の総額の0.350%に相当する金額である。
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	(共同主幹事会社が連帯して本債券の発行総額を引受けるので個々の共同主幹事会社の引受金額はない。)	
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号		
(上記の3社を総称して、「共同主幹事会社」という。)			

< 第26回円貨債券 >

元引受契約を締結した金融商品取引業者			元引受けの条件
会社名	住所	引受金額	
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	20,200百万円	本債券の総額は、発行者と共同主幹事会社との間で2026年2月6日に締結された元引受契約に従って、共同主幹事会社により連帯して買取引受けされる。共同主幹事会社に対し支払われる本債券の幹事、引受および販売手数料の総額は、本債券の総額の0.350%に相当する金額である。
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	(共同主幹事会社が連帯して本債券の発行総額を引受けるので個々の共同主幹事会社の引受金額はない。)	
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号		
(上記の3社を総称して、「共同主幹事会社」という。)			

< 第1回グリーンボンド >

元引受契約を締結した金融商品取引業者			元引受けの条件
会社名	住所	引受金額	
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	62,700百万円 (共同主幹事会社が連帯して本債券の発行総額を引受けるので個々の共同主幹事会社の引受金額はない。)	本債券の総額は、発行者と共同主幹事会社との間で2026年2月6日に締結された元引受契約に従って、共同主幹事会社により連帯して買取引受けされる。共同主幹事会社に対し支払われる本債券の幹事、引受および販売手数料の総額は、本債券の総額の0.300%に相当する金額である。
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号		
S M B C 日興証券株式会社 (上記の3社を総称して、「共同主幹事会社」という。)	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号		

< 中略 >

3 利息支払の方法

< 第24回円貨債券 >

本債券の利息は、2026年2月14日（当日を含む。）から2029年2月13日（当日を含む。）までこれを付し、毎年2月13日および8月13日に各々その日（当日を含む。）までの6か月分を日本円で後払いする。6か月以外の期間の利息については、1年365日の日割計算によりかかる期間中の実日数について支払われる。各本債権者に対して支払うべき利息の総額は業務規程に従って計算される。

本債券の利息は償還期日後はこれを付さない。ただし、共和国が償還期日に債券の要項に従った償還を怠ったときは、当該償還期日（当日を含まない。）から償還が実際に行われる日（当日を含む。）までの期間中の実日数につき、前記「2 募集要項」の< 第24回円貨債券 >の利率欄に定める本債券の利率による利息（1年365日の日割計算による。）を日本円で支払う。ただし、その期間は、（振替機関が運営する社債等の振替制度に基づく支払代理人としての資格における）財務代理人（以下、かかる資格において行為する財務代理人を「支払代理人」という。）が、その受領した本債券全額の償還のための必要資金を関係する機構加入者（業務規程に定義されるもので、以下「機構加入者」という。）に配分する日を超えないものとする。ただし、かかる支払期限経過後の配分が業務規程のもとで実務上可能でない場合は、当該期間は後記「7 債券の管理会社の職務 - 財務代理人の職務」第5段落に従い、財務代理人が最後に公告を行った日から起算して14日を超えない。

< 第25回円貨債券 >

本債券の利息は、2026年2月14日（当日を含む。）から2036年2月13日（当日を含む。）までこれを付し、毎年2月13日および8月13日に各々その日（当日を含む。）までの6か月分を日本円で後払いする。6か月以外の期間の利息については、1年365日の日割計算によりかかる期間中の実日数について支払われる。各本債権者に対して支払うべき利息の総額は業務規程に従って計算される。

本債券の利息は償還期日後はこれを付さない。ただし、共和国が償還期日に債券の要項に従った償還を怠ったときは、当該償還期日（当日を含まない。）から償還が実際に行われる日（当日を含む。）までの期間中の実日数につき、前記「2 募集要項」の< 第25回円貨債券 >の利率欄に定める本債券の利率による利息（1年365日の日割計算による。）を日本円で支払う。ただし、その期間は、（振替機関が運営する社債等の振替制度に基づく支払代理人としての資格における）財務代理人（以下、かかる資格において行為する財務代理人を「支払代理人」という。）が、その受領した本債券全額の償還のための必要資金を関係する機構加入者（業務規程に定義されるもので、以下「機構加入者」という。）に配分する日を超えないものとする。ただし、かかる支払期限経過後の配分が業務規程のもとで実務上可能でない場合は、当該

期間は後記「7 債券の管理会社の職務 - 財務代理人の職務」第5段落に従い、財務代理人が最後に公告を行った日から起算して14日を超えない。

< 第26回円貨債券 >

本債券の利息は、2026年2月14日（当日を含む。）から2046年2月13日（当日を含む。）までこれを付し、毎年2月13日および8月13日に各々その日（当日を含む。）までの6か月分を日本円で後払いする。6か月以外の期間の利息については、1年365日の日割計算によりかかる期間中の実日数について支払われる。各本債権者に対して支払うべき利息の総額は業務規程に従って計算される。

本債券の利息は償還期日後はこれを付さない。ただし、共和国が償還期日に債券の要項に従った償還を怠ったときは、当該償還期日（当日を含まない。）から償還が実際に行われる日（当日を含む。）までの期間中の実日数につき、前記「2 募集要項」の< 第26回円貨債券 >の利率欄に定める本債券の利率による利息（1年365日の日割計算による。）を日本円で支払う。ただし、その期間は、（振替機関が運営する社債等の振替制度に基づく支払代理人としての資格における）財務代理人（以下、かかる資格において行為する財務代理人を「支払代理人」という。）が、その受領した本債券全額の償還のための必要資金を関係する機構加入者（業務規程に定義されるもので、以下「機構加入者」という。）に配分する日を超えないものとする。ただし、かかる支払期限経過後の配分が業務規程のもとで実務上可能でない場合は、当該期間は後記「7 債券の管理会社の職務 - 財務代理人の職務」第5段落に従い、財務代理人が最後に公告を行った日から起算して14日を超えない。

< 第1回グリーンボンド >

本債券の利息は、2026年2月14日（当日を含む。）から2031年2月13日（当日を含む。）までこれを付し、毎年2月13日および8月13日に各々その日（当日を含む。）までの6か月分を日本円で後払いする。6か月以外の期間の利息については、1年365日の日割計算によりかかる期間中の実日数について支払われる。各本債権者に対して支払うべき利息の総額は業務規程に従って計算される。

本債券の利息は償還期日後はこれを付さない。ただし、共和国が償還期日に債券の要項に従った償還を怠ったときは、当該償還期日（当日を含まない。）から償還が実際に行われる日（当日を含む。）までの期間中の実日数につき、前記「2 募集要項」の< 第1回グリーンボンド >の利率欄に定める本債券の利率による利息（1年365日の日割計算による。）を日本円で支払う。ただし、その期間は、（振替機関が運営する社債等の振替制度に基づく支払代理人としての資格における）財務代理人（以下、かかる資格において行為する財務代理人を「支払代理人」という。）が、その受領した本債券全額の償還のための必要資金を関係する機構加入者（業務規程に定義されるもので、以下「機構加入者」という。）に配分する日を超えないものとする。ただし、かかる支払期限経過後の配分が業務規程のもとで実務上可能でない場合は、当該期間は後記「7 債券の管理会社の職務 - 財務代理人の職務」第5段落に従い、財務代理人が最後に公告を行った日から起算して14日を超えない。

4 償還の方法

< 第24回円貨債券 >

本債券は、期限前に償還され、または買入消却されていない限り、2029年2月13日に各本債券の金額の100%で償還される。

< 中略 >

< 第25回円貨債券 >

本債券は、期限前に償還され、または買入消却されていない限り、2036年2月13日に各本債券の金額の100%で償還される。

< 中略 >

< 第26回円貨債券 >

本債券は、期限前に償還され、または買入消却されていない限り、2046年2月13日に各本債券の金額の100%で償還される。

< 中略 >

< 第1回グリーンボンド >

本債券は、期限前に償還され、または買入消却されていない限り、2031年2月13日に各本債券の金額の100%で償還される。

< 中略 >

7 債券の管理会社の職務

財務代理人の職務

財務代理人は、債券の要項ならびに共和国および財務代理人との間の2026年2月6日付財務代理契約証書（以下「財務代理契約」という。）および業務規程に定める義務を履行し職務を行う。財務代理人は、共和国の代理人としてのみその職務を行い、本債権者に対していかなる義務をも負担せず、また、本債権者との間で代理もしくは信託関係を有するものではない。財務代理契約（債券の要項を含む。）の写しは、本債券の償還日から1年を経過するまで財務代理人の本店に備えられ、財務代理人の通常の営業時間に本債権者の閲覧に供され、本債権者はこれを謄写することができる。謄写に要する一切の費用はこれを請求する者の負担とする。

< 中略 >

12 その他

< 中略 >

(4) 登録信用格付業者による信用格付

(a) 信用格付を特定するための事項

発行者は、本債券について、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。）（以下「金融商品取引法」という。）第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者（以下「信用格付業者」という。）である株式会社日本格付研究所（登録番号：金融庁長官（格付）第1号。以下「JCR」という。）から2026年2月6日付でAの格付を取得している。

< 後略 >

第2【売出債券に関する基本事項】

該当なし

第3【資金調達の目的及び手取金の使途】

< 第24回円貨債券 >

< 第25回円貨債券 >

< 第26回円貨債券 >

本債券の純手取金は、共和国予算の借入需要の資金調達のために使用される。

< 第1回グリーンボンド >

ポーランド共和国は、本債券の純手取金と同額の資金を、グリーンボンド商品を発行するためのグリーンボンド・フレームワークに準拠したプロジェクト、資産および使途（適格プロジェクト）に充当する予定である。

第4【法律意見】

財務省法務局局長であるエウ・スクワラ氏から次の趣旨の法律意見が提出されている。

- (a) 発行登録書の訂正発行登録書（以下「訂正発行登録書」という。）および発行登録追補書類に記載されている本債券の発行および募集は、発行者により適式に授権され、ポーランド共和国の法律上適法であり、本債券の発行および募集に関し発行者に要求されている政府の承諾、免許、承認をすべて取得している。
- (b) 発行者および発行者の代理人による関東財務局長への訂正発行登録書および発行登録追補書類の提出は発行者により適式に授権されており、ポーランド共和国の法律上適法である。
- (c) ポーランド共和国の法律に関する訂正発行登録書および発行登録追補書類のすべての記述は、真実かつ正確である。

第5【その他の記載事項】

発行登録追補目論見書の一部を構成することとなる「発行登録追補書類に記載の事項」と題する書面の表紙には、本債券の名称、共同主幹事会社および共和国の名称ならびにポーランド共和国の国章が記載される。

また、当該書面の表紙の裏面には、次の文章が記載される。

「本書および本債券に関する2026年2月付発行登録目論見書をもって本債券の発行登録追補目論見書としますので、両方の内容を合わせてご覧下さい。ただし、本書では2026年2月6日付発行登録追補書類のうち、同発行登録目論見書に既に記載されたものについては一部を省略しています。」

第二部【参照情報】

第1【参照書類】

発行者の概況等金融商品取引法第27条において準用する同法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

会計年度（自2024年1月1日 至2024年12月31日）
2025年6月26日関東財務局長に提出

2 【半期報告書】

該当なし

3 【臨時報告書】

該当なし

4 【外国者報告書及びその補足書類】

該当なし

5 【外国者半期報告書及びその補足書類】

該当なし

6 【外国者臨時報告書】

該当なし

7 【訂正報告書】

上記会計年度（自2024年1月1日 至2024年12月31日）の有価証券報告書の訂正報告書を2026年2月4日関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

該当なし。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

該当なし。